

公平委員会規則第3号

令和4年3月11日

砂川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川地区公平委員会

委員長 西田 一 男

(別 紙)

砂川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

砂川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「審査の請求をしようとする者が記名押印した」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。